

令和5年

第2回市議会定例会 議案第10号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月28日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 駐車場の管理（第58条の9～第58条の13）」を
「第2節 駐車場の管理（第58条の9～第58条の13）
第3節 特定共同浴場の管理（第58条の14～第58条の
18）」

る。

第21条第3号中「共同施設」の後に「（第58条の14に規定する特定共同浴場を除く。）」を加える。

第7章に次の1節を加える。

第3節 特定共同浴場の管理 (使用者の範囲)

第58条の14 健全な地域社会の形成のために特に必要と認められるものとして規則で定める共同浴場（以下「特定共同浴場」という。）の使用は、入居者および同居者のほか、これらの者以外の者もすることができる。

(使用の拒否等)

第58条の15 市長は、特定共同浴場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を拒否し、または退場させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあ

ると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他特定共同浴場の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第58条の16 特定共同浴場を使用しようとする者は、あらかじめ、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第58条の17 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(管理に関する規定の準用)

第58条の18 第22条の規定は、特定共同浴場の管理について準用する。この場合において、同条中「入居者」とあるのは「特定共同浴場の使用者」と、同条第1項中「市営住宅等」とあるのは「特定共同浴場」と、同条第2項中「市営住宅または共同施設」とあるのは「特定共同浴場」と読み替えるものとする。

第61条第2項第3号中「市営住宅等」の後ろに「(特定共同浴場を除く。次号において同じ。)」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第58条の16関係）

区分	使用料
大人（12歳以上の者をいう。）	480円
中人（6歳以上12歳未満の者をいう。）	140円
小人（6歳未満の者をいう。）	70円
使用回数券（大人11回券）	4,800円

附 則

この条例は、令和5年10月17日から施行する。

(提案理由)

市営住宅の共同浴場であって、健全な地域社会の形成のために特に必要と認められるものとして入居者および同居者以外の者の使用ができるものの管理に関し必要な事項を定め、ならびに当該共同浴場の使用者から使用料を徴収することとするため